

説明資料  
第47回・48回総会で出された委員の主なご意見

金融審議会総会  
令和4年1月31日

## 公認会計士制度部会関連

- 公認会計士制度の見直しは、ビジネスの更なるグローバル化や、東証の市場区分の再編等が進む中、一層の信頼性確保や品質向上を図るものであり、時機を得たもの。
- 海外子会社や海外拠点での不正が増えていることへの対応を検討する必要。
- 中小監査法人の役割が高まる一方で、中小監査法人の能力に差があるという指摘を聞く。こうした状況を改善するためにも、中小監査法人まで含めて監査の質を高めるような施策が進められることに賛成。
- 配偶者の存在によって女性公認会計士の働き方が制限されている状況が改善されることは喜ばしいことと考える。
- 監査制度のみにとらわれず、非財務情報の開示など企業開示の在り方も含めて見直していく時期にあるのではないか。
- 公認会計士の守備範囲がグリーン関連や無形資産などにも広がっても対応できるよう、継続的な人材育成の仕組みを整えることが重要。
- AIの活用など監査の技術革新が進展する中、AIが事故等を起こした場合の責任関係など、従来にない論点が生じてくることが想定される。こうした点の考え方についても議論・整理されるべきではないか。
- 環境変化に対応するため、AIを理解できる理系人材やグローバル人材、経済・法律人材など、多様な人材に公認会計士となる門戸を広げるべき。
- AIの理解等も重要だが、結局のところ不正を働くのは人間であるという点を忘れてはならない。企業活動の実態の理解や過去の不正事例の学習など、性悪説に立つ教育・育成に努めることも必要。

## 資金決済WG関連① —マネロン対策関連—

- マネロン防止の観点から暗号資産取引につき、本人確認をしていないオンチェーンの取引に有効な対策が取られていないことへの対応を考える必要があるのではないか。
- 金融機関への広い意味での制裁・罰則の今後の在り方を考える上で、マネロン対策においても、効果的で適切な抑止力のある制裁措置・罰則を検討していく必要があるのではないか。
- 安定的かつ効率的な資金決済制度を考える際、長期的には、銀行が取引相手方をどう把握するだけでなく、事業者がマネロンに巻き込まれるリスクも考慮する必要。他国の対処、或いは自国でマネロンに巻き込まれる事業者の事例抽出などの作業を通じ、他省庁等とも連携しながら対処することが有効。
- マネロン対策は、被害を防ぐ点に重きを置くだけでなく、利用者のサービスを損ねていないかを視野に入れて検討する必要がある。
- マネロン等対策について、日本も無縁ではないとの自覚を持って社会全体で対処すべきであり、一般消費者への理解と協力を注ぐべき。
- 暗号資産関連の金融商品のうち、詐欺的なものがどの程度あるのか、統計があれば見せてほしい。新たな金融商品は、資本市場の育成に必要な面もある一方、消費者保護の観点から悪いかもしれない。
- マネロン対策では、デジタルに対応できない人たち（高齢者等）へも御配慮頂きたい。
- 暗号資産取引における消費者トラブルが増加している中で、国民への適切な情報発信・周知を金融庁に期待したい。

## 資金決済WG関連② —ステーブルコイン関連—

- 議論の前提でマクロ観の整理があると望ましい。現金をほとんど見ない世界を想定しているのか、現状の現金やクレジットカード中心の経済活動を前提にしているのか、日本の金融全体の議論があった方がいい。
- 多様な観点からステーブルコインを議論すべき。日本の金融システム全体の視点からグローバルな整合性や相互運用性の確保を議論すべきであるほか、償還請求権を明確に確保しながら商品設計の自由度をどこまで許容するかも重要な論点。預金保険との関係やCBDCの発行戦略等も踏まえてどこまで保護するかという論点もある。
- 暗号資産交換業者のテレビコマーシャルを見ると、暗号資産が一般社会に浸透していると錯覚するが、一部投資家に限られているのが実態。中間論点整理は一般社会に今後染み出し得る特定資産としてステーブルコインを中心に纏めており妥当。
- ステーブルコイン等への制度的対応につき、技術系メンバーが多い「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」にも検討結果を共有して頂き、議論させてほしい。
- デジタルマネーの発行者の一つである資金移動業者は、登録制であり、破綻時の資金保全のスキームに脆弱性がある。賃金のデジタル払いの検討が進んでいることも踏まえ、資金移動業者の役割に応じた規制を検討してほしい。